

「書道Ⅱ」における篆刻の指導実施状況について

学校名	(1)平成29年度			(2)平成30年度			(3)平成28年度以前
	①	②	③	①	②	③	

*プルダウンで番号選択

(1) 平成29年度

①「書道Ⅱ」の教育課程上の設定

- 1：あり(H29開講)
- 2：あり(H29非開講)
- 3：なし

(①の回答が「1」の場合に回答)

②篆刻の指導実施の状況

- 1：印を制作した
- 2：書道Ⅰの時に制作した印を、書道Ⅱで作品に押すなどの表現活動を行った
- 3：書道Ⅰの時に印を制作したが、書道Ⅱで作品に押すなどの表現活動を行っていない
- 4：書道Ⅰの時に書道Ⅱでも実施していない

(①の回答が「1」と「2」の場合に回答)

③シラバスの篆刻の指導実施の記述

- 1：あり
- 2：なし

(2) 平成30年度

①「書道Ⅱ」の教育課程上の設定

- 1：あり(H30開講)
- 2：あり(H30非開講)
- 3：なし

(①の回答が「1」の場合に回答)

②篆刻の指導実施の状況

- 1：印の制作を計画している
- 2：書道Ⅰの時に印を制作し、書道Ⅱで作品に押すなどの表現活動を計画をしている
- 3：書道Ⅰの時に印を制作したが、書道Ⅱで作品に押すなどの表現活動を計画をしていない
- 4：書道Ⅰの時に印を制作しておらず、書道Ⅱでも実施の計画をしていない

(①の回答が「1」と「2」の場合に回答)

③シラバスの篆刻の指導実施の記述

- 1：あり
- 2：なし

(3) 平成28年度以前

平成28年度以前に書道Ⅱを履修した生徒で、篆刻の指導を実施していない生徒が、在籍していますか。

- 1：いる
- 2：いない

注)篆刻について

おもに篆書を用いて、石などの印材に文字を刻んで印を制作すること。

書道Ⅰで篆刻の指導を実施し、書道Ⅱで作品にその印を押すなどの表現活動を行っている場合は、篆刻の指導を実施していると判断します。

なお、「篆刻を扱うものとする」対象は表現領域のため、鑑賞することだけでは、篆刻の指導を実施したと判断することはできません。